

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工事設計書

事業年度	令和 7年度	設計年月	令和 年 月	予算科目	款項	目	節
工事場所	京都市南区上鳥羽塔ノ森東向町 地内						
路線名又は河川名等							
工事名	洲崎排水機場維持補修（沈砂池浚渫）工事						
工期	契約日の翌日から令和 8年 3月31日まで						
事業課(所)名	河川整備課						
工事番号							
変更回数							
主工種	単価 使用年月 令和 年 月						
前払金支出	歩掛適用年月 令和 年 月						
	基準適用年月 令和 年 月						
	単価 地区						
	調整区分						

京都市 建設局

チェック欄	
レ	レ

工事概要

沈砂池浚渫			m3	20
機械浚渫工	m3	20		
塵芥処理工	m3	1		

施工理由

本工事は、洲崎排水機場の沈砂池に堆積した土砂等が同機場のポンプ排水に支障をきたさないように、浚渫を行い排水機場の機能維持をはかるものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工事費	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
内訳	工事価格	前回	円	円	円
		今回		円	
支給品費	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回		円	
支給品費		前回	円	円	円
		今回		円	

京都市 建設局

京都市

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価	使 用 年 月	2025年11月
歩 挂	適 用 年 月	2025年11月
基 準	適 用 年 月	2025年11月
単 価	地 区	2601: I 地区
調 整	区 分	単独工事
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	14:河川維持工事	
施 工 地 域 等 補 正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合）	1.0
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合）	1.0
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前 払 金 支 出 割 合 に よ る 補 正	補正を行わない	1.00
財 団 法 人 等 に よ る 補 正	補正を行わない	1.00
契 約 保 証 に 係 る 補 正 率	補正しない	0.00%

見積參考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

設計内訳書（本01）

工事名	洲崎排水機場維持補修（沈砂池浚渫）工事				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
河川維持		式	1				
浚渫工事		式	1				
機械浚渫工		式	1				
機械浚渫	10t, ホッパー容量9m ³ , 風量40m ³ /min、	m ³	20				
汚泥運搬	片道50km	m ³	20				
清掃工		式	1				
塵芥処理工		式	1				
堆積塵芥収集(人力処理)		m ³	1				
仮設工		式	1				
水替工		式	1				(参考数量)
ポンプ設置・撤去	排水量：0以上120(m ³ /h)未満、全揚程：10m	箇所	1				
ポンプ排水	排水量：0以上120(m ³ /h)未満、全揚程：10m、排水方法：作業時排水	日	2				
直接工事費		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	洲崎排水機場維持補修（沈砂池浚渫）工事				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

特記仕様書（個別工事編）

工事名 洲崎排水機場維持補修（沈砂池浚渫）工事
工事場所 京都市南区上鳥羽塔ノ森東向町 地内

1 一般事項

第1条（適用）

- 1 本工事の施工に当たっては、「土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月）」を準用するほか、「設計図書」、「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」、「特記仕様書（個別工事編）（本仕様書）」及び以下の規程を適用する。
 - (1) 機械工事共通仕様書（案）（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）
 - (2) 電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）
 - (3) 揚排水ポンプ設備技術基準
 - (4) 揚排水機場設備点検・整備指針（案）・同解説
 - (5) 日本産業規格（JIS）
 - (6) 日本電機工業会規格（JEM）
 - (7) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
 - (8) その他関係規程

なお、これらの規程は最新のものを適用する。

- 2 本工事施工現場には、請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>）

第2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考查項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、隨時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考查項目「創意工夫」

において、加点対象となる。

第4条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照

(<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>)

2 現場条件に関する事項

第1条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- (1) 出水期（6月16日～10月15日）での現場作業は行わないこと。
- (2) 本工事対象施設は適宜保守管理業者等による点検等の立入りがあるため、適宜調整を図ること。
- (3) 本施設は工事中においても降雨時におけるポンプの稼働の可能性があり、さらに監督員又は保守管理業者等による試運転及び点検等の立入りがある場合は、工程調整に協力すること。

また、監督員からの指示に対して、臨機応変に対応すること

第2条（施工時間）

施工時間は、8:30～17:30とする。現場への入場も8:30以降とし、17:30には現場から退場すること。ただし、監督員が認めた場合は17:30以降も現場作業を行うことができる。関係各署と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

3 監督職員の確認に関する事項

第1条 (受注者の臨場)

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第2条 (段階確認)

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の表3-1-1段階確認一覧表に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別できる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録簿等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずには、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）

工種-種別等	細別	確認項目
機械浚渫工		作業着手前、汚泥初回搬出時及び作業完了後速やかに

第3条 (立会確認)

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項目	確認方法・目的等
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない。）。

4 建設副産物に関する事項

第1条（建設廃棄物の適正処理）

1 建設汚泥等の処分について

- (1) 受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、工事の施工により発生する建設副産物を、次表に示す施設において適正に処理すること。ただし、機械浚渫工において発生する汚泥については、施設への搬出のみとし、処分は含まない。
- (2) 汚泥処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律12条の3第1項に基づき、発注者(京都市)が排出事業者として、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付する。
- (3) 汚泥処分については、発注者(京都市)が排出事業者として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律12条第5項に基づき、処分業者に対して契約するため、本工事請負金額に汚泥処分費は含まないものとする。
- (4) 契約後速やかに、本市の監督員に建設汚泥の産業廃棄物収集運搬許可書を提出すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備考
汚泥 (※)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた施設 滋賀県近江八幡市安土町上出 992番21	設計運搬距離 L=50km 受注者は、受入場所への搬出のみを行い、処分は行わない。

(※) 機械浚渫工において発生する汚泥。受入場所の詳細については、契約後、監督員から別途指示する。受注者は、監督員が指示する受入場所に搬出することとし、受入場所の変更は認めない。

2 建設汚泥の収集運搬について

(1) 業務内容(産業廃棄物収集運搬)

工事において発生する汚泥を、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従い、側溝清掃車(強力吸引車(10t車))により収集し、特記仕様書に示す本市の指定する最終目的地の所在地まで許可された車両で適正に運搬するものである。

(2) 契約期間

本工事契約日の翌日から令和8年3月31日まで

(3) 予定数量

汚泥: 20m³ 塵芥: 1m³

なお、本業務の特徴としては、排水機場に堆積している泥状の土砂等の撤去に係るものであり、気象及び水象等によって予定数量が大きく変化しうるため、本市は予定数量を保証しない。

(4) 資格条件の確認

受注者は、工事契約後直ちに、収集運搬の許可証の写しを監督員に提出すること。

(5) 報告・提出書類

当該産業廃棄物が適切に収集運搬されていることを証明するため、監督員が交付した産業廃棄物管理票(マニフェスト)に、必要事項を記入・記名または押印し、監督員へ提出すること。

(6) 再委託の禁止

受注者は、「業務内容」で定義する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

(7) その他特記事項

- ・汚泥の性状等に変更があった場合は、その変更内容及び程度を、書面をもって速やかに通知する。
- ・受注者は、本仕様書を受理する際、本項末にある「産業廃棄物収集運搬受注者記入欄」の項目について必ず記入し、受注者の収集運搬業に関する許可証を添付すること。
- ・本工事契約を解除した場合、収集運搬の完了していない当該産業廃棄物の処理については、監督員と協議のうえ、誠意ある対応を行うこと。
- ・その他、本項に記載なき事項については、協議による。

産業廃棄物

収集運搬

受注者記入欄

受注者に関する項目について、下記の欄を記入すること。

ただし、許可証のとおりであれば、『□ 許可証のとおり』の欄に☑の記入のみとする。

受注者の許可の事業範囲 (事業の区分)	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
当該契約にかかる産業廃棄物 の積替え又は保管	<input type="checkbox"/> 積替え又は保管を行う <input type="checkbox"/> 積替え又は保管を行わない
積替え又は保管を行う場合、 積替え又は保管場所の所在地 並びに当該場所において保管 できる産業廃棄物の種類及び 当該場所に係る積替えのため の保管上限	

- ※ 受注者は、この事業の範囲を証するものとして、許可証の写しを監督員に提出し、本仕様書に添付する。
なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を監督員に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを監督員に提出し、本仕様書に添付するものとする。

第2条(建設発生土の搬入搬出)

受注者は、建設発生土が搬出される工事を行う場合、受入施設における搬入前・搬入中・搬入後の写真を工事写真に添付のうえ、監督員に提出するものとする。

5 その他事項

第1条（検査書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来

形図書については、工期末の2週間前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の30日前までに提出すること。

第2条（情報共有システムの利用）

1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。
なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

第3条（電子納品）

本工事は、電子納品の対象とする。

第4条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1）「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（2）効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（3）費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更

の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考查項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

6 設備工事に関する事項

第1条

1 機械浚渫工

沈砂池の汚泥の吸引、運搬を行う。浚渫は側溝清掃車（強力吸引車（10t車））による機械浚渫（吸引清掃）とする。機材の選定は、設計図書を参考にし、揚程等の能力を十分考慮すること。なお、汚泥の処分は本工事に含まない。

2 その他

- (1) 浚渫を行うにあたり、沈砂池の水抜きは受注者が工事用水中ポンプを用いて行う。
- (2) 他の受注者による作業を行うことを監督員から指示を受けた場合、または連続4日以上浚渫作業を行わない場合は、作業に用いた機材を片付けたうえで、清掃を実施すること。
- (3) 天気予報等の情報から週末のポンプ稼働が見込まれると監督者が判断した場合、作業で用いた機材を片付けたうえで、清掃を実施すること。
- (4) 共通仕様書及び本特記仕様書の内容を十分理解して施工し、疑義が生じた場合は監督員と協議し、その指示を受けること。

位置図

